

宮城県監査委員告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成16年1月16日

宮城県監査委員 相 沢 光 哉
宮城県監査委員 中 沢 幸 男
宮城県監査委員 阿 部 徹
宮城県監査委員 日 向 則 子

記

1 監査委員の報告日

平成15年8月26日

2 通知のあった日

平成15年11月12日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 企業局総務課

監査委員の報告の内容

仙台港国際ビジネスサポートセンターのオフィスエリアにおける入居率の向上については努力が認められるものの、なお、入居率が低いことから引き続き対策を講じられたい。

措置の内容

インターネットのホームページによる情報提供や(社)宮城県宅地建物取引業協会を通じた斡旋依頼など、あらゆる機会を通じて入居促進を図ることとした。

(2) 病院局県立病院課

監査委員の報告の内容

各病院において過年度分の入院収益未収金が認められたので、引き続き収納促進及び未収金発生防止のための実効ある方策を検討されたい。

措置の内容

各病院に配置した医事嘱託員の効率的活用と病院事業未収金取扱要綱に基づく処理の徹底を図り、収納促進等に努めることとした。